

南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
利用者負担額等に関する条例を制定する概要について

1. 子ども子育て支援新制度における利用者負担額設定の必要性

新制度における利用者負担額は、世帯所得の状況、現行の幼稚園授業料や保育園保育料の利用者負担額の水準や国が定める利用者負担上限額を勘案しながら設定するものである。

そして、最終的な利用者負担額は、国が定める水準を上限として、南相馬市が定める必要がある。

2. 制定等の内容

「南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（資料4）」を新たに制定する。

3. 幼稚園・保育園（所）の利用者負担額の変更点

		利用者負担月額（現行）	利用者負担月額（新制度）
幼稚園	公立	市町村が定める額 （一律 4,500 円/月） ※入園料は徴収していない	国の基準額を上限に利用世帯の市民税（所得割）額の状況により市が定める。 （0 円～15,000 円/月）
	私立	各幼稚園が定める額 （14,980 円～17,000 円/月） ※入園料は別に徴収する	国の基準額を上限に利用世帯の市民税（所得割）額の状況により市が定める。 （0 円～15,000 円/月） ※新制度に移行する幼稚園授業料のみ定める。
保育園	公立	国の基準額を上限に利用世帯の所得額の状況により市が定める額 （0 円～48,500 円/月）	国の基準額を上限に利用世帯の市民税（所得割）額の状況により市が定める。 （0 円～48,500 円/月）
	私立		

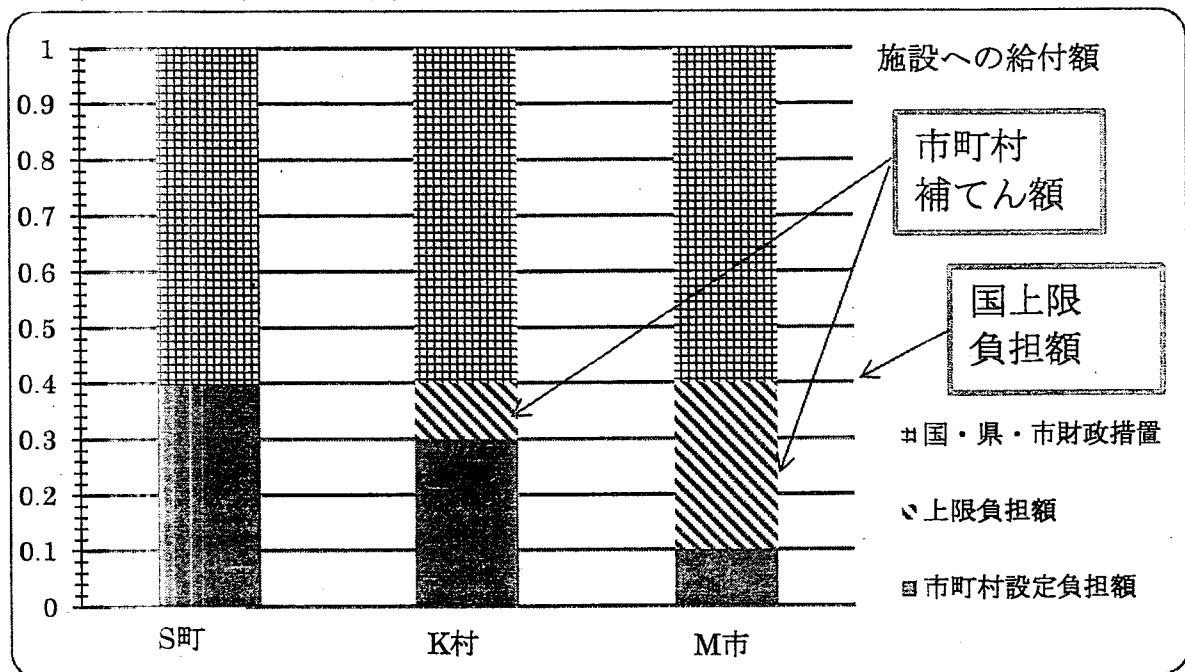
4. 幼稚園・保育園（所）への財政措置の変更点

		財政措置（現行）	財政措置（新制度）
幼稚園	公立	無し（一般財源）	無し（一般財源）
	私立	・私学助成金（国・県） ・就園奨励費（国・市） ・振興事業補助金（市）	・施設型給付費（国・県・市） ※新制度に移行する幼稚園のみ（私学助成金や就園奨励費は措置されない。）

保育園	公立	無し（一般財源）	無し（一般財源）
	私立	・保育所運営費（国・県・市）	・施設型給付費（国・県・市）

○認定こども園、幼稚園及び保育園を通じた共通の給付である「施設型給付費」を創設し、教育保育を一体的な制度とし、総合的に推進していく。

5. 利用者負担額と財政措置の関係（例）



6. 南相馬市における利用者負担額の考え方

○幼稚園（1号認定）の利用者負担額

- ・新制度のもとでは、1号認定の利用者負担額は、公立・私立の区別なく統一する。ただし、公立幼稚園在園者の中で利用者負担額が高くなった場合、激変緩和措置を2年間講じる。
- ・現在の私立幼稚園授業料額を上限に、実際支払っている授業料から幼稚園就園奨励費（入園料含む）を差し引いて設定した。
- ・応能負担の考えから低所得階層は現行より減額、高所得者階層は一部増額する。

○保育所（2号認定・3号認定）の利用者負担額

- ・現行の保育料を上限額とした。
- ・保育短時間は、国設定と同様に保育標準時間の▲1.7%の減額とした。

7. 施行日

子ども子育て支援新制度が平成27年4月に導入となり、利用者負担額を同年4月から徴収するため、平成27年4月1日とする。

保育認定（2号認定・3歳以上児）の利用者負担額（案）

資料 1

- ①保育園の利用者負担額は、現在所得税額に基づき階層区分を設定しているが、新制度になると市民税額を基に階層区分を設定することとなる。
- ②保育短時間の利用者負担額は、国同様、保育標準時間の利用者負担額の▲1.7%に設定した。
- ③推定年収は、国同様、夫婦共働きと子供2人世帯の大まかな目安で設定している。

市の保育料（現行）		国が設定した負担上限額（新制度）			市の保育料（新制度）			
階層区分	徴収月額 （ ）は3歳児月額	階層区分	徴収月額		階層区分	徴収月額		推定 年収
			標準時間	短時間		標準時間	短時間	
①生活保護世帯	0（0）	①生活保護世帯	0	0	①生活保護世帯	0	0	
②市民税非課税世帯	2,400（2,400）	②市民税非課税世帯	6,000	6,000	②市民税非課税世帯	2,400	2,400	
③均等割額のための世帯	9,100（9,100）	③所得割課税額	16,500	16,300	③均等割額のみ	9,100	8,900	
④所得割のある世帯	12,200（12,200）	48,600円未満			④所得割課税額 61,000円未満	12,200	12,000	～370 万円
⑤所得税額 20,000円未満の世帯	17,500（17,500）	④所得割課税額 97,000円未満	27,000	26,600	⑤所得割課税額 61,000円以上 73,000円未満の世帯	17,500	17,200	370万円 ～ 404万円
⑥所得税額 20,000円以上 40,000円未満の世帯	21,600（21,600）				⑥所得割課税額 73,000円以上 97,000円未満の世帯	21,600	21,200	404万円 ～ 470万円
⑦所得税額 40,000円以上 70,000円未満の世帯	22,630（27,560）	⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500	40,900	⑦所得割課税額 97,000円以上 133,000円未満の世帯	22,630	22,200	470万円 ～ 557万円
⑧所得税額 70,000円以上 103,000円未満の世帯	22,630（27,560）				⑧所得割課税額 133,000円以上 169,000円未満の世帯	22,630	22,200	557万円 ～ 643万円

⑨所得税額 103,000 円以上 413,000 円未満の世帯	22,630 (27,560)	⑥所得割課税額 301,000 円未満	58,000	57,100	⑨所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満の世帯	22,630	22,200	643 万円 ~ 934 万円
⑩所得税額 413,000 円以上の世帯	22,630 (27,560)				⑩所得割課税額 301,000 円以上の世帯	27,560	27,000	934 万円 ~

保育認定（3号認定・3歳未満児）の利用者負担額（案）

市の保育料(現行)		国が設定した負担上限額(新制度)			市の保育料(新制度)			
階層区分	徴収月額	階層区分	徴収月額		階層区分	徴収月額		推定 年収
			標準時間	短時間		標準時間	短時間	
①生活保護世帯	0	①生活保護世帯	0	0	①生活保護世帯	0	0	
②市民税非課税世帯	3,600	②市民税非課税世帯	9,000	9,000	②市民税非課税世帯	3,600	3,600	
③均等割額のみの世帯	13,400	③所得割課税額 48,600 円未満	19,500	19,300	③均等割額のみ	13,400	13,100	
④所得割のある世帯	15,600				④所得割課税額 61,000 円未満	15,600	15,300	~370 万円
⑤所得税額 20,000 円未満の世帯	21,300	④所得割課税額 97,000 円未満	30,000	29,600	⑤所得割課税額 61,000 円以上 73,000 円未満の世帯	21,300	20,900	370 万円 ~ 404 万円
⑥所得税額 20,000 円以上 40,000 円未満の世帯	24,000				⑥所得割課税額 73,000 円以上 97,000 円未満の世帯	24,000	23,500	404 万円 ~ 470 万円
⑦所得税額 40,000 円以上 70,000 円未満の世帯	35,600	⑤所得割課税額 169,000 円未満	44,500	43,900	⑦所得割課税額 97,000 円以上 133,000 円未満の世帯	35,600	34,900	470 万円 ~ 557 万円
⑧所得税額 70,000 円以上 103,000 円未満の世帯	35,600				⑧所得割課税額 133,000 円以上 169,000 円未満の世帯	35,600	34,900	557 万円 ~ 643 万円
⑨所得税額 103,000 円以上 413,000 円未満の世帯	44,500	⑥所得割課税額 301,000 円未満	61,000	60,100	⑨所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満の世帯	44,500	43,700	643 万円 ~ 934 万円
⑩所得税額 413,000 円以上の世帯	48,500				⑩所得割課税額 301,000 円以上の世帯	48,500	47,600	934 万円 ~

教育標準時間認定（1号認定）の利用者負担額（案）

- ①新制度における利用者負担額は、国で定める基準を限度として市が定める。
 ②国は、現行の利用者負担の水準を基本として設定した。実際の保育料等の全国平均値から幼稚園就園奨励費の単価を差引いて設定している。
 ③推定年収は、国同様夫婦（片働き）と子供2人世帯の大まかな目安で設定している。

国が定める利用者上限負担額(円)		市が定める利用者負担額(円)		推定年収
階層区分	徴収月額	階層区分	徴収月額	
①生活保護世帯	0	①生活保護世帯	0	
②市民税非課税世帯	3,000	②市民税非課税世帯	1,000	
③所得割課税額 77,100 円以下の世帯	16,100	③均等割額のみ	3,500	
		④所得割課税額 40,000 円以下の世帯	4,500	～200 万円
		⑤所得割課税額 40,001 円以上 60,000 円以下の世帯	6,800	200 万円 ～257 万円
		⑥所得割課税額 60,001 円以上 77,100 円以下の世帯	9,000	257 万円 ～360 万円
④所得割課税額 211,200 円以下の世帯	20,500	⑦所得割課税額 77,101 円以上 122,000 円以下の世帯	10,000	360 万円 ～420 万円
		⑧所得割課税額 122,001 円以上 173,000 円以下の世帯	11,000	420 万円 ～540 万円
		⑨所得割課税額 173,001 円以上 211,200 円以下の世帯	12,000	540 万円 ～680 万円
⑤所得割課税額 211,201 円以上の世帯	25,700	⑩所得割課税額 211,201 円以上の世帯	15,000	680 万円～

<参考>平成26年度市内私立幼稚園授業料

幼稚園名	入園料	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
青葉幼稚園	30,000	16,000	16,000	15,000	15,000
原町みなみ幼稚園	25,000	14,980	14,980	14,980	14,980
さゆり幼稚園	30,000	17,000	16,000	15,000	15,000

1号認定と2号認定の利用者負担額の比較

①1号認定（幼稚園・3歳以上児）と2号認定（保育園・3歳以上児）では、2号認定を長時間保育のため、高く設定している。

2号認定・3歳以上児(保育園)			1号認定・3歳以上児(幼稚園)	
階層区分	徴収月額(円)		階層区分	徴収月額(円)
	標準時間	短時間		
①生活保護世帯	0	0	①生活保護世帯	0
②市民税非課税世帯	2,400	2,400	②市民税非課税世帯	1,000
③均等割額のみの世帯	9,100	8,900	③均等割額のみの世帯	3,500
④所得割課税額 61,000円未満の世帯	12,200	12,000	④所得割課税額 40,000円以下の世帯	4,500
			⑤所得割課税額 40,001円以上 60,000円以下の世帯	6,800
⑤所得割課税額 61,000円以上 73,000円未満の世帯	17,500	17,200	⑥所得割課税額 60,001円以上 77,100円以下の世帯	9,000
⑥所得割課税額 73,000円以上 97,000円未満の世帯	21,600	21,200	⑦所得割課税額 77,101円以上 122,000円以下の世帯	10,000
⑦所得割課税額 97,000円以上 133,000円未満の世帯	22,630	22,200		
⑧所得割課税額 133,000円以上 169,000円未満の世帯	22,630	22,200	⑧所得割課税額 122,001円以上 173,000円以下の世帯	11,000
⑨所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満の世帯	22,630	22,200	⑨所得割課税額 173,001円以上 211,200円以下の世帯	12,000
			⑩所得割課税額 211,201円以上の世帯	15,000
⑩所得割課税額 301,000円以上の世帯	27,560	27,000		

南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の利用者負担額等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し利用者が負担する費用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）において使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）の利用者負担額（南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年南相馬市条例第26号）第13条第1項及び第43条第1項に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）は、別表第1により市長が決定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、月の途中において、入園し、又は退園した場合におけるその月の利用者負担額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める計算式により得られた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 1号認定を受け、かつ、常態的に土曜日を閉園する特定教育・保育施設等を利用した子ども

ア 月途中入園 当月利用者負担額×月途中入園日からの開園日数（20日を超える場合は、20日）÷20日

イ 月途中退園 当月利用者負担額×月途中退園日の前日までの開園日数（20日を超える場合は、20日）÷20日

(2) 2号認定及び3号認定を受けた子ども及び1号認定を受け、常態的に土曜日も開園する特定教育・保育施設等を利用した子ども

ア 月途中入園 当月利用者負担額×月途中入園日からの開園日数（25日を超える場合は、25日）÷25日

イ 月途中退園 当月利用者負担額×月途中退園日の前日までの開園日数（25日を超える場合は、25日）÷25日

（利用者負担額の徴収）

第4条 市長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所（市立保育園を除く。）において施設を利用した子どもの支給認定保護者又は扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）から第3条第1項に定める利用者負担額を徴収する。

2 市長は、市立幼稚園（南相馬市幼稚園条例（平成18年南相馬市条例第186号）別表に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）及び市立保育園（南相馬市保育園条例（平成18年南相馬市条例第110号）別表に規定する保育園をいう。以下同じ。）において施設を利用した子どもの支給認定保護者等から第3条第1項に定める利用者負担額を徴収する。

（利用者負担額の納付）

第5条 支給認定保護者等は、利用者負担額を利用した月の末日までに納めなければならない。

（利用者負担額の通知）

第6条 市長は、利用者負担額を決定した時、又はその額を変更した時は、当該支給認定保護者等及び当該支給認定保護者等が利用する特定教育・保育施設（市立幼稚園及び市立保育園を含む。）の設置者又は特定地域型保育事業を行う者に通知しなければならない。

（利用者負担額未納者についての措置）

第7条 市長は、第5条の規定による納入期限を過ぎてもなお、利用者負担額を納入しないものに対しては、施設の利用を停止することができる。

（利用者負担額の減免）

第8条 市長は、支給認定保護者等が災害その他やむを得ない理由によりその負担すべき利用者負担額を負担することが困難と認められるときは、これを減額し、又は免除することができる。

（利用者負担額の還付）

第 9 条 既納の利用者負担額は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(利用者負担額の特例)

2 平成 27 年度の第 3 条の利用者負担額は、同条の規定にかかわらず、市内に住所を有し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する児童に係る利用者負担額は無料とする。

3 平成 26 年度まで市立幼稚園に入園していた園児の利用者負担額が、別表第 1 の(1)に掲げる第 5 階層から第 10 階層までに該当し、かつ、その市立幼稚園を継続して利用する場合は、第 3 条の規定にかかわらず、平成 27 年 4 月から平成 29 年 3 月までの間は第 4 階層とする。

(南相馬市幼稚園条例の一部改正)

4 南相馬市幼稚園条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分
(以下「改正部分」という。)を、改正後の欄の改正部分に改める。

(2) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
	<u>(授業料)</u> <u>第 3 条 授業料は、月額 4,500 円とする。</u> <u>2 南相馬市立幼稚園に在園する者の保護者は、授業料を納めなければならない。</u> <u>(授業料の減免)</u>

(委任) <u>第3条</u> 【略】 附 則 1・2 【略】	<u>第4条</u> 市長は、必要と認めるときは、<u>授業料の額の全部又は一部を免除することができる。</u> (委任) <u>第5条</u> 【略】 附 則 1・2 【略】 <u>3 第3条第1項の規定は、平成18年4月1日から適用し、それ以前の授業料は、なお合併前の条例の例による。</u> <u>(授業料の額の特例)</u> <u>4 平成26年度及び平成27年度の第3条第1項の授業料の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 市内に住所を有する園児</u> <u>無料</u> <u>(2) 前号以外の園児</u> 月額4,500円
---	---

(南相馬市幼稚園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例による改正後の南相馬市幼稚園条例の規定は、平成27年4月の利用者負担額から適用し、同年3月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

別表第1 (第3条関係)

(1)利用者負担額徴収基準表 教育標準時間認定 (1号認定)

階層区分	階層の定義	利用者負担額 (月額・円)
第1階層	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被生活保護世帯 (単給世帯含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援	0

	に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付世帯（以下「被生活保護世帯等」という。）	
第2階層	第1階層を除いた市民税非課税世帯	1,000
第3階層	均等割額のみの世帯	3,500
第4階層	所得割課税額 40,000円以下の世帯	4,500
第5階層	所得割課税額 40,001円以上 60,000円以下の世帯	6,800
第6階層	所得割課税額 60,001円以上 77,100円以下の世帯	9,000
第7階層	所得割課税額 77,101円以上 122,000円以下の世帯	10,000
第8階層	所得割課税額 122,001円以上 173,000円以下の世帯	11,000
第9階層	所得割課税額 173,001円以上 211,200円以下の世帯	12,000
第10階層	所得割課税額 211,201円以上の世帯	15,000

(2)利用者負担額徴収基準表 保育認定（3歳以上児・2号認定）

階層区分	階層の定義	利用者負担額（月額・円）	
		保育標準時間	保育短時間
第1階層	被生活保護世帯等	0	0
第2階層	第1階層を除いた市民税非課税世帯	2,400	2,400

第3階層	均等割額のみの世帯	9, 1 0 0	8, 9 0 0
第4階層	所得割課税額 61,000 円未満の世帯	1 2, 2 0 0	1 2, 0 0 0
第5階層	所得割課税額 61,000 円以上 73,000 円未満の世帯	1 7, 5 0 0	1 7, 2 0 0
第6階層	所得割課税額 73,000 円以上 97,000 円未満の世帯	2 1, 6 0 0	2 1, 2 0 0
第7階層	所得割課税額 97,000 円以上 133,000 円未満の世帯	2 2, 6 3 0	2 2, 2 0 0
第8階層	所得割課税額 133,000 円以上 169,000 円未満の世帯	2 2, 6 3 0	2 2, 2 0 0
第9階層	所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満の世帯	2 2, 6 3 0	2 2, 2 0 0
第10階層	所得割課税額 301,000 円以上の世帯	2 7, 5 6 0	2 7, 0 0 0

(3)利用者負担額徴収基準表 保育認定（3歳未満児・3号認定）

階層区分	階層の定義	利用者負担額（月額・円）	
		保育標準時間	保育短時間
第1階層	被生活保護世帯等	0	0
第2階層	第1階層を除いた市民税非課税世帯	3, 6 0 0	3, 6 0 0
第3階層	均等割額のみの世帯	1 3, 4 0 0	1 3, 1 0 0
第4階層	所得割課税額 61,000 円未満の世帯	1 5, 6 0 0	1 5, 3 0 0
第5階層	所得割課税額 61,000 円以上	2 1, 3 0 0	2 0, 9 0 0

	73,000 円未満の世帯		
第 6 階層	所得割課税額 73,000 円以上 97,000 円未満の世帯	2 4 , 0 0 0	2 3 , 5 0 0
第 7 階層	所得割課税額 97,000 円以上 133,000 円未満の世帯	3 5 , 6 0 0	3 4 , 9 0 0
第 8 階層	所得割課税額 133,000 円以上 169,000 円未満の世帯	3 5 , 6 0 0	3 4 , 9 0 0
第 9 階層	所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満の世帯	4 4 , 5 0 0	4 3 , 7 0 0
第 10 階層	所得割課税額 301,000 円以上の世帯	4 8 , 5 0 0	4 7 , 6 0 0

備考

- 1 この表の第 3 階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、第 4 階層から第 10 階層までにおける「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7 及び同法附則第 5 条第 2 項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
- 2 この表の「保育標準時間」「保育短時間」とは、南相馬市子どものための教育・保育給付の支給認定基準に関する条例第 4 条に定める時間をいう。
- 3 この表の「3 歳未満児」とは、保育を利用した年度の初日の前日（以下「基準日」という。）において 3 歳に達していない児童をいい、「3 歳以上児」とは基準日において 3 歳以上である子どもをいう。ただし、年度の途中で 3 歳に達した場合は、その年度中に限り 3 歳未満児とみなす。
- 4 児童の属する世帯が第 2 階層及び第 3 階層であって次に掲げる場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる利用者負担額とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養

しているものの属する世帯

- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
- (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により障害基礎年金を受けている者の属する世帯
- (7) 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯

階層区分	利用者負担額（月額・円）				
	3歳以上児の場合			3歳未満児の場合	
	教育標準時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2階層	0	0	0	0	0
第3階層	2,500	8,100	7,900	12,400	12,100

- 5 同一世帯において満3歳から学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第3学年までの範囲にある子どもが、複数人いる場合における別表第1(1)の適用については、最年長の子どもから順に2人目以降の利用者負担額を無料とする。
- 6 同一世帯において小学校就学前の範囲にある子どもが、複数人同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合における別表第1(2)及び(3)の適用については、最年長の子どもから順に2人目以降の利用者負担額を無料とする。
- 7 この表の利用者負担額（月額）は、4月から8月までは、前年度の市民税額に基づいて算出し、9月から3月までは、当該年度の市民税額に基づいて算出する。